

奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表課長専決事項の欄第九号を次のように改める部分を除く。）及び別表第二の改正規定（同表第九号を次のように改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一部長専決事項の欄第二号中「超過勤務及び休日勤務命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第四号中「付及び」を「付並びに」に改め、「並びに週休日の振替え等」を削り、同欄第五号中「かかる」を「係る」に改め、同表課長専決事項の欄第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第三号中「並びに週休日の振替え等」を削り、同欄第九号を次のように改める。

九 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用、退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

別表第二中「かかる」を「係る」に改め、同表第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同表第三号中「並びに週休日の振替え等」を削り、同表第九号を次のように改める。

九 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用、退職、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。